

マイナンバー制度の独自活用方法の検討について

【概要】

平成27年5月12日
指定都市市長会
ICT関連プロジェクト

目次

第1章 本報告書のねらい	・ ・ ・	1
第2章 マイナンバー制度の独自活用とは	・ ・ ・	2
第3章 独自活用方法の検討の視点	・ ・ ・	4
第4章 具体的な独自活用案について	・ ・ ・	5
第5章 本報告書のまとめ	・ ・ ・	15

※この資料は、平成27年4月10日時点の情報に基づき作成したものです。

第1章 本報告書のねらい

プロジェクトの設置目的

サービスをより効率的に行い、住民と行政との距離をより近づけるため、ICTの活用方策について政策提案を行う。

取組テーマ

ICTを活用した社会基盤であるマイナンバー制度に関する「2つのテーマ」に取り組んできた。

① 「個人番号カード交付申請の多チャンネル化」

- ・第38回指定都市市長会議に報告書を提出
- ・国への要請活動(H26.12.5)

② 「マイナンバー制度の独自活用方法の検討」

本報告書は、テーマ②に関するものである。

本報告書のねらい

- 住民が制度の利便性を実感するためには、各地域の実情に応じた独自活用が重要
- 各地域において、マイナンバー制度の独自活用の検討が活発に行われるよう、「各指定都市からのアイデアを網羅」し、「独自活用の検討の視点等を整理」した。

第2章 マイナンバー制度の独自活用とは①

マイナンバー制度の独自活用とは

マイナンバー制度とは

- ・複数機関の個人情報について同一人の情報であるということの確認を行うための基盤
- ・社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)

地方公共団体における責務

- ・マイナンバー法第5条では、マイナンバー等を活用した施策の実施について、地方公共団体の責務が明示されている。

マイナンバー制度の独自活用とは

- ・本報告書においては、国が全国一律で導入するサービスや取組とは別に、各地域における実情や住民ニーズを踏まえ、マイナンバー、及び制度に関連するツール(次頁参照)を活用して提供するサービスや取組をいうものとする。

第2章 マイナンバー制度の独自活用とは②

マイナンバーと制度に関連するツール

分類	概要
マイナンバー	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーと個人情報を紐付けて、「個人情報を効率的に管理」し、「迅速かつ確実にやり取り」する。・「マイナンバーの利用」、「特定個人情報の提供」の範囲は、法律で制限されている。・法律に定める範囲のほか、地方公共団体の条例で定める範囲でマイナンバーを利用等することができる。・将来的には幅広い分野で利活用することも念頭に置きつつ、まずは、いわゆる3分野において利用される。
制度に関連するツール	
個人番号カード	<ul style="list-style-type: none">・申請に基づき市町村長が交付する。・マイナンバー制度における本人確認だけでなく、様々な場面での公的身分証明書としても活用可能。・偽変造されにくく、高いセキュリティを確保できるICチップを搭載。・ICチップには、「標準アプリ」が搭載され、空き領域に「独自アプリ」を搭載することが可能(予定)。・多様なサービスに用いる多目的カードとしての活用が期待されている。
情報提供ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none">・特定個人情報の提供を、正確・迅速・適正に行うためのシステム。・将来的に特定個人情報以外の情報の授受への用途拡大について検討することを予定。
マイナポータル	<ul style="list-style-type: none">・「マイナポータル」は、住民が自らの特定個人情報等を閲覧できる「情報提供等記録開示システム」のこと。・国は、「マイナポータル」を活用し、官民の利便性の高いオンラインサービスを提供することも検討している。
法人番号	<ul style="list-style-type: none">・特定の法人や団体を識別するための番号。・付番対象は、登記法人、国の機関・地方公共団体、法人税等の申告・納税義務等を有する者など。・マイナンバーとは対照的に、特段の利用制限はない。
法人ポータル	<ul style="list-style-type: none">・法人に係るワンストップサービス等を実現するために国が構築を検討しているもの。・法人番号を活用し、法人情報の参照、調達や補助金等に係る情報入手や、各種の電子手続を可能とする。

第3章 独自活用方法の検討の視点

1 法令における規定の確認

(1)マイナンバー法令

マイナンバー、及び制度に関連するツールごとに、確認すべきマイナンバー法令の規定を整理した。

(2)その他の関係法令(事務の実施根拠法令等)

独自活用を行う事務の実施根拠法令における制約を確認する必要がある。

2 各種条例・要綱等の制定、改正

(1)マイナンバー法に基づく条例の制定

① 法定利用事務以外の事務においてマイナンバーを利用する場合(独自利用事務)	第9条 第2項
② 法定利用事務について特定個人情報の庁内連携を行う場合	
③ 独自利用事務について特定個人情報の庁内連携を行う場合	
④ 同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供する場合	第19条 第9号
⑤ 個人番号カードについて、市町村の機関が条例で定める事務で利用する場合	第18条

※特定個人情報保護委員会規則による庁外連携(第19条第14号)を行う場合についても、当該庁外連携を行う事務について、第9条第2項に基づく条例を整備する必要がある。

※その他独自利用の有無に関わらず、個人情報保護条例の改正等が必要となる(法第31条)。

(2)事務の実施根拠条例・要綱の制定、改正

独自活用を行う事務の実施根拠条例等における制約を確認するとともに、必要に応じて改正する必要がある。

3 システム対応

新規システムの導入、既存システムの改修

独自活用の主体となる地方公共団体、他の地方公共団体、国、民間団体といった分類ごとに、独自活用による影響を確認すべき主なシステムを整理した。

<例:主体となる地方公共団体が管理するシステムの場合>

- ・マイナンバー制度関連システム、住民基本台帳システム、地方税システム、その他業務システム(社会保障関係システム等)
- ・ICカード標準システム等

4 業務プロセスの見直し

各種様式や業務フローの変更点、課題を抽出するとともに、対応方法を検討する必要がある。

5 安全管理措置等

(1)安全管理措置

条例に基づきマイナンバーを利用する場合もマイナンバー法令、改正後の個人情報保護条例に基づく安全管理措置が必要である。

(2)特定個人情報保護評価(PIA)

条例に基づきマイナンバーを利用する場合もPIAの実施が必要ないか検討する必要がある。

(3)その他情報セキュリティ対策

その他、地方公共団体等が策定した情報セキュリティポリシーを遵守する必要がある。

6 住民及び他団体への影響

1～5を踏まえ、住民や他団体への影響の有無・内容等を検討する。

第4章 具体的な独自活用案について

●指定都市における独自活用案の募集結果

総提案件数 74件 (提案市 18市/20市) 以下のとおり、便宜的に提案を分類・整理した。

分類	件数	概要	
情報連携による添付書類の省略	18	条例に基づくマイナンバーの独自活用により、确实・迅速な情報連携を行うことで、手続負担を軽減(添付書類を省略等)、事務を効率化する。	
制度に関連するツールを活用するもの	ワンカード化	地方公共団体のカードを個人番号カードに集約し、1枚のカードで様々なサービスを利用できる。(例:図書館カード、印鑑登録カード、公共施設利用カード等)	
	コンビニ交付キオスク端末	17	コンビニや身近な公共施設に設置したキオスク端末により、休日・夜間でもオンラインで行政サービス利用可能。(例:各種証明書交付、電子申請、申請書自動作成)
	バイタル情報参照	6	個人番号カードを活用して、住民が自身の健康情報(母子健康手帳、お薬手帳等)を簡単に閲覧できる。地域間での确实・円滑な情報引継により、適切な予防接種の実施、一貫性のある服薬指導に活用する。
	マイナポータルによる電子手続	5	マイナポータルを活用し、各種行政サービスをオンラインで提供する。(例:電子私書箱、プッシュ型サービス(受給機会逸失防止、タイムリーなお知らせ)、電子申請、電子決済(手続負担の軽減、納付率の向上)など)
	事業者手続の簡略化	4	法人ポータルを活用して、企業に係るオンライン手続サービスを提供するとともに、企業の情報(基本情報、資格情報、調達情報)を官民で登録・共有することによって、双方の利便性を高めるもの。
	カードによる安否確認	2	端末に個人番号カードをかざすことで、家族の災害時の避難情報やこどもの帰宅状況を共有するもの。災害時における効率的な避難所運営事務等にも活用できる。
	電子的支払行政ポイント	2	個人番号カードに搭載した独自アプリを活用して、行政手続の手数料等の支払や、住民活動に参加した際のポイント管理(付与、還元)を電子的に行えるようにするもの。
	顔写真データによる本人確認	1	災害時等において身分証明書を紛失した際に、個人番号カードを取得する際に登録した顔写真データを活用して、确实・迅速な本人確認を行うもの。

第4章 具体的な独自活用案について(情報連携による添付書類の省略)

内容・主な効果

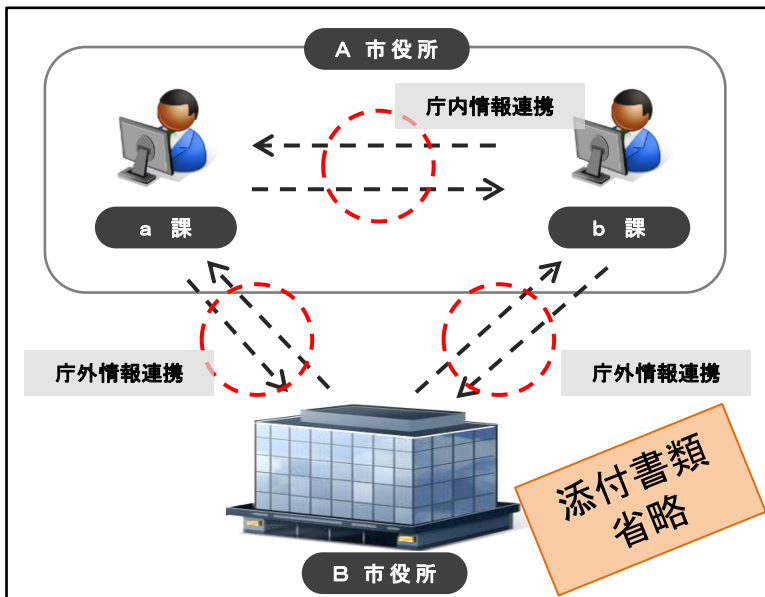
<概要>

マイナンバーを用いて、迅速かつ正確に庁内・庁外と情報連携を行い、添付書類を省略することなどによって、住民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るものである。

- ・庁内連携: 地方公共団体が条例で定める事務の処理について、当該団体内において特定個人情報の授受を行う。
- ・庁外連携: 地方公共団体が条例で定める事務の処理について、他団体との情報連携を行うもの(いわゆる規則連携)。

<主な効果>

- 住民・事業者の利便性向上
 - ・添付書類の省略によって、行政手続における手続負担や費用負担を軽減できる。
- 効果的、効率的な行政運営
 - ・迅速かつ確実な情報連携や証明書発行事務件数の削減によって、過誤の防止や事務の効率化につながる。



マイナンバーと関連ツールの利用範囲

マイナンバー	制度に関連するツール							
	券面	個人番号カード		情報提供 ネットワーク システム	マイナポータル	法人番号	法人ポータル	その他
		標準 アプリ	独自 アプリ					
○	△	-	-	○	○	-	-	-

留意事項

①法令の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・独自利用事務の範囲は、いわゆる3分野その他の類する事務に限られる。 ・規則連携は、法別表第2に準ずる範囲に限られる(上乗せ、横出し事務を想定)。 ・独自利用事務の実施根拠法令の規定の確認が必要。
②条例・要綱の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・独自利用事務を定める条例制定が必要(第9条第2項)。 ・団体内他機関との特定個人情報の授受のための条例制定が必要(第19条第9号)。 ・独自活用を行う事務の実施根拠条例等の整備(手続、様式、記載事項、手数料等)の検討が必要。
③システム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・独自利用事務の処理に利用する既存システムについて、改修の検討が必要。
④業務プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・様式へのマイナンバー記載欄の追加や本人確認の手続の追加など、住民の利便性や事務効率に影響が生じるため、対応方法を検討する必要がある。
⑤安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・独自利用事務についても、マイナンバー法による安全管理措置が求められる。 ・特定個人情報保護ファイルの保有することとなる場合、PIAの実施が必要。 ・法定利用事務と同様に、マイナンバー法令の規定を踏まえて整備した、オンライン結合に係る規定や情報セキュリティポリシー等を遵守しなければならない。
⑥住民・他団体への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの独自利用により、住民の権利利益にどのような影響があるのか十分に検討し、必要に応じて、住民への意見聴取を行う必要がある。 ・一部事務組合等の他団体に、独自利用事務の処理を委任・委託している場合、当該他団体において①～⑤の影響が生じないか検討する必要がある。
⑦その他	

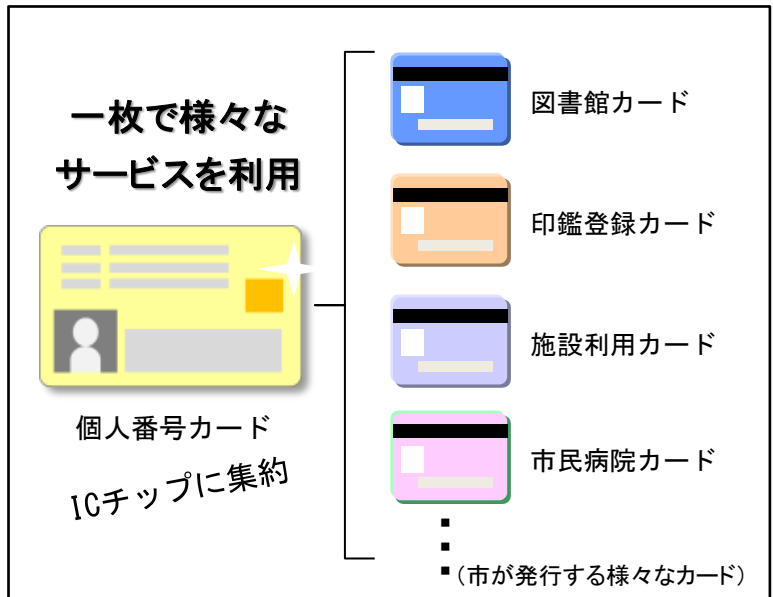
第4章 具体的な独自活用案について(ワンカード化)

内容・主な効果

<概要>
 地方公共団体が発行する既存のカード(図書館カード、印鑑登録カード、市民カード、公共施設利用カード、市民病院診察券等)を個人番号カードに一元化するもの。
 ICチップの空き領域に独自アプリを搭載するほか、券面の空きスペースにシールを貼付して必要な情報を表示する。

<主な効果>

- 住民・事業者の利便性向上
 - ・一枚のカードで様々な行政サービスを利用できる。
 - ・電子的な本人確認による、手続のオンライン化が期待できる。
- 効果的、効率的な行政運営
 - ・カード発行、カード管理のコストを削減することができる。



マイナンバーと関連ツールの利用範囲

マイナンバー	制度に関連するツール							
	個人番号カード			ネットシステム 情報提供	マイナポータル	法人番号	法人ポータル	その他
	券面	ICチップ						
標準 アプリ		独自 アプリ	-	-	-	-	※	
-	○	○	○	-	-	-	-	※

留意事項

①法令の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法における個人番号カードの券面・ICチップに関する制約の確認が必要。 ・個別の法令における既存カードに関する規程の確認が必要。
②条例・要綱の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ICチップの空き領域を利用するための条例制定が必要(第18条) ・既存カードに関する条例等の整備(様式、記載事項、手数料等)の検討が必要。
③システム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリを搭載・削除するためのシステム導入(※J-LIS提供システム有)が必要。 ・アプリを管理するシステムと、既存の業務システムの連携のための改修の検討が必要。
④業務プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードへのアプリのインストールを円滑に行えるよう検討が必要。 ・個人番号カードと既存カードで、様式、券面記載事項、交付手続、有効期間、手数料等が異なる場合の対応が必要。
⑤安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める基準に従って個人番号カードを取扱う必要がある。(第18条) ・特定個人情報ファイルの保有を想定していないため、その場合PIAは不要。 ・一枚のカードへの集約に当たって、特に、子どもや高齢者がカードを保有する場合、より厳格なセキュリティ対策が求められる。
⑥住民・他団体への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの取得は任意であるため、個人番号カードの取得を望まない利用者への対応方法(既存カードの併用)について検討が必要。 ・他団体と共同で取り組む場合等、①～⑤の影響が生じないか検討する必要がある。
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> ・J-LISのシステムの利用する場合、負担金等が発生する。

第4章 具体的な独自活用案について(コンビニ交付・キオスク端末)

内容・主な効果

<概要>

コンビニ交付とは、コンビニや身近な公共施設に設置されたキオスク端末から、住民票の写し等の各種証明書を取得できるサービスである。これまでの住基カードにおける「条例に基づきICチップの空き領域にアプリを搭載する方式(条例利用方式)」に加えて、個人番号カードを用いる場合は、「標準的に搭載されている公的個人認証アプリを利用した方式(公的個人認証方式)」の採用が可能となり、より容易な導入が可能となる。また、キオスク端末については、各種申請手続等の電子申請も可能とするものであり、国は、サービスメニューを拡大していくこととしている。

<主な効果>

- 住民・事業者の利便性向上
 - ・身近なコンビニ等で、休日、夜間でも各種証明書の交付や電子申請等の行政サービスを利用することができる。
 - ・住基カードの場合と比べて、手軽に利用することができる。
- 効果的、効率的な行政運営
 - ・住基カードの場合と比べて、システムコストや事務コストの抑制が期待できる。

基本情報自動入力



マイナンバーと関連ツールの利用範囲

マイナンバー	制度に関連するツール							
	券面	個人番号カード		ネットワーク システム 情報提供	マイナポータル	法人番号	法人ポータル	その他
		標準 アプリ	独自 アプリ					
-	-	○	-	-	-	-	-	※

留意事項

①法令の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ交付の利用に必要な個人番号カードの取得は任意である。 ・平成28年1月以前に取得した住基カードは、個人番号カードの交付開始以降も最大10年間は有効であるため、住基カードが廃止になるまでの間の住基カードと個人番号カードの管理方法を検討する必要がある。
②条例・要綱の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・条例利用方式による場合、住民基本台帳法の規定に基づく条例制定が必要であるが、公的個人認証方式による場合、条例制定は不要である。 ・キオスク端末によって提供するサービスに係る条例等(手数料条例、印鑑条例等)に影響がないか確認する必要がある。
③システム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・公的個人認証方式の場合、証明発行サーバのみ構築することでシステム導入コストを削減することができる。 ・既存の基幹システム(住基システム、地方税システムなど)について、証明発行サーバとの間で住民情報等を連携するための改修が必要である。 ※コンビニに設置済のキオスク端末の他に、住民にとって身近な公共施設等にキオスク端末を設置することも想定している。
④業務プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・既に条例利用方式を導入している場合、住基カードから個人番号カードへの切替(電子証明書の切り替えも必要)のための手続について、検討が必要。
⑤安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が策定する情報セキュリティポリシー等に基づき、適切にシステムを運用、管理しなければならない。
⑥住民・他団体への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの取得は任意であるため、個人番号カードの取得を望まない利用者への対応について検討が必要である。
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス等の導入に当たって、住民への広報・周知方法等の検討が必要。

第4章 具体的な独自活用案について(バイタル情報参照)

内容・主な効果

<概要>

個人番号カードに格納したアクセスキーによって、地方公共団体が保有する住民の健康情報(母子手帳、お薬手帳等)について、住民がいつでも参照できるもの。

具体的には、母子手帳(予防接種、妊婦健康診査等の診察や保健指導情報)、お薬手帳(服用履歴、既往症、アレルギー)の情報を参照できるようにすることを想定している。

国は、医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充として、地方公共団体間での予防接種履歴等の連携のためマイナンバー法を改正予定。

<主な効果>

- 住民・事業者の利便性向上
- ・一枚のカードで、複数機関が保有するバイタル情報を確認できる。
- 効果的、効率的な行政運営
- ・正確かつ円滑なバイタル情報の連携が可能となることが期待される。
- ・一貫性のある服薬指導や適切な予防接種の実施等が期待できる。
- ・救急搬送時における適切な救命処置等が期待される。
- ・災害時の医療従事者等とのバイタル情報の共有手段として期待できる。

母子手帳

妊婦健康診査、乳幼児健康診査等の診察や保健指導情報

<母親>

<本人>



いつでも簡単にアクセス



- ・予防接種
- ・健康診断
- ・病歴

電子母子手帳

お薬手帳・レセプトデータ

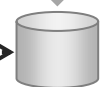
服用履歴や、既往症、アレルギー

<高齢者>

<保護者>



いつでも簡単にアクセス



- ・服用履歴
- ・既往症
- ・アレルギー

電子お薬手帳

マイナンバーと関連ツールの利用範囲

マイナンバー	制度に関連するツール							
	個人番号カード			ネットシステム 情報提供	マイナポータル	法人番号	法人ポータル	その他
	券面	ICチップ						
標準		アプリ	独自	アプリ				
△	○	○	-	△	○	-	-	-

留意事項

①法令の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・バイタル情報は、現行制度下ではマイナンバーの利用等ができない分野であると考えられる(国が医療等分野における利用拡充を検討中。) ・バイタル情報を取扱う事務の実施根拠法令の規定を確認する必要がある。
②条例・要綱の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正によるマイナンバーの利用拡充に伴い、条例に基づくマイナンバーの独自利用を行う場合、条例制定が必要である(第9条第2項、第19条第9号)。 ・必要に応じて、事務の実施根拠条例等を改正することが想定される。
③システム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・バイタル情報を保有、管理する業務システムについて、改修等が必要でないか検討する必要がある。
④業務プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・バイタル情報を取り扱う事務に関する手続、様式、情報の管理方法について、変更点や課題を抽出するとともに、対応方法を検討する必要がある。
⑤安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを利用する場合、マイナンバー法令の規定に基づく安全管理措置を講じなければならない。 ・番号利用分野の拡大後に、特定個人情報ファイルを保有することとなる場合、PIAを実施しなければならない。 ・バイタル情報は、特に保護の必要性が高い情報であることから、高い機微性に配慮した万全の保護措置を講じるとともに、情報連携に当たっては、本人同意やプライバシー規則のあり方の検討が必要である。
⑥住民・他団体への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の手帳はもちろん、地方公共団体が保有するバイタル情報については、医療機関や介護事業者が利用することも想定されるため、そうした団体への影響を検証する必要がある。
⑦その他	

第4章 具体的な独自活用案について(マイナポータルによる電子手続)

内容・主な効果

<概要>

利便性の高いオンラインサービスをパソコンや携帯端末など多様なチャネルで利用可能にする「マイナポータル」を活用し、住民生活に身近な地方公共団体が提供するサービスについてもオンライン(プッシュ型サービス、電子申請、官民のデータ集約等)で利用できるようにするもの。

現在、国が検討している主な機能として、「電子私書箱機能」、「ワンストップ機能」、「電子決済機能」、「認証機能」いるほか、アクセスチャネルの拡大として、スマートフォン、タブレット端末、CATVなどからの利用を可能とすることとしている。

<主な効果>

- 住民・事業者の利便性向上
 - ・プッシュ型サービスによる受給機会の逸失防止。
 - ・電子申請サービスによる手続負担の軽減。
- 効果的、効率的な行政運営
 - ・広報機能の強化(タイムリーな案内、効果的な勧奨活動)。
 - ・各種手数料等の納付率の向上。
 - ・電子申請による窓口における事務負担の軽減。

電子私書箱

- ・自分の情報を閲覧
- ・サービス情報を入手

電子申請

- ・自宅等でいつでも手続
- ・わかりやすい手続案内



プッシュ型サービス

- ・受給機会逸失防止
- ・タイムリーなお知らせ
- ・広報機能の強化

電子決済

- ・自宅等でいつでも納付
- ・納付率の向上

マイナンバーと関連ツールの利用範囲

マイナンバー	制度に関連するツール							
	券面	個人番号カード		情報提供ネットワークシステム	マイナポータル	法人番号	法人ポータル	その他
		標準アプリ	独自アプリ					
-	-	○	-	○	○	-	○	※

留意事項

①法令の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ、マイナポータルの独自活用に関する特段の規定は設けられていないが、今後の法改正等に注意が必要である。 ・マイナポータルを活用し、オンラインサービスを実施する事務の実施根拠法令の規定を確認する必要がある。
②条例・要綱の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ、マイナンバー法に基づく条例制定の必要性は不明である。 ・マイナポータルを活用し、オンライン化する事務の実施根拠条例等の規定を確認するとともに、必要に応じて当該条例等を改正する必要がある。
③システム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルに接続するために、既存の業務システムにおける改修等が必要となることが想定される。 ・複数団体が共同利用しているシステムがある場合、当該団体との調整が必要。
④業務プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化による既存手続、様式の変更点、課題、対応方法の検討が必要。
⑤安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークを利用する場合、マイナンバー法令の規定に基づく安全管理措置を講じなければならない。 ・特定個人情報ファイルの保有することとなる場合、PIAを実施しなければならない。 ・セキュリティを担保してオンラインによる本人確認を確実にを行う必要がある。
⑥住民・他団体への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルへの多様なアクセスチャネル※が検討されているが、これらの利用環境を持たない住民等への対応の検討が必要。 ・複数団体が共同利用しているシステムがある場合、関係団体との調整が必要である。
⑦その他	

第4章 具体的な独自活用案について(事業者手続の簡略化)

内容・主な効果

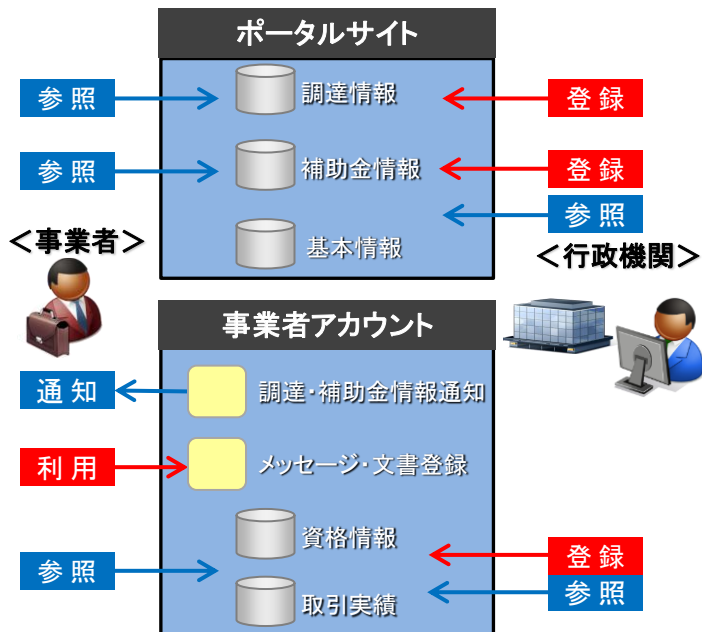
<概要>

法人ポータルを活用して、企業に係るオンライン手続サービスを提供するとともに、企業等の民間団体の情報(基本情報、資格情報、調達情報)を官民で登録・共有するシステムによって、双方の利便性を高めるものである。

具体的には、企業の電子私書箱として、情報(基本情報、資格情報、調達情報)の登録やライセンスの更新など官民の情報を集約するとともに、各種のオンライン手続を可能とする。

<主な効果>

- 住民・事業者の利便性向上
 - ・事業者と行政ともに書類受受の機会が減少し、事務負担が軽減される。
 - ・調達情報の集約や自動通知により、情報入手のための負担が軽減される。
- 効果的、効率的な行政運営
 - ・保有資格、取引実績、納税など事業者情報の共有により、より効率的な審査事務が期待できる。



マイナンバーと関連ツールの利用範囲

マイナンバー	制度に関連するツール							
	個人番号カード			ネットワーク システム 情報提供	マイナポータル	法人番号	法人ポータル	その他
	券面	ICチップ						
		標準 アプリ	独自 アプリ					
-	-	-	-	-	○	○	○	-

留意事項

①法令の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・法人番号は、マイナンバーとは対照的に、特段の利用制限はない。 ・法人ポータルを活用する事務の実施根拠法令の規定を確認する必要がある。
②条例・要綱の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ、法人ポータルにおいて、マイナンバー等が利用されるかどうかは不明であるが、マイナンバー法令に基づく条例制定は不要であると考えられる。
③システム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・法人ポータルに接続するためのシステムを導入する必要があると考えられる。 ・既存の業務システムについて、法人番号を利用、法人ポータルと情報連携するための改修等が必要となることが想定される。 ・複数団体が共同利用しているシステムがある場合、当該団体との調整が必要。
④業務プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・法人番号の利用、法人ポータルの利用による既存手続、様式の変更点、課題、対応方法の検討が必要。
⑤安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が策定する情報セキュリティポリシー等に基づき、適切にシステムを運用、管理しなければならない。
⑥住民・他団体への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・既に、複数団体が共同利用しているシステムがある場合、当該団体との調整が必要。 ・法人ポータルの利用促進のためには、産業界を含めた利活用の基盤拡大が必要である。
⑦その他	

第4章 具体的な独自活用案について(カードによる安否確認)

内容・主な効果

<概要>

カードリーダーに個人番号カードをかざすことで、災害時における家族の避難情報や子どもの帰宅状況を参照、共有するものである。
 具体的には「避難所チェックイン」「子どもの帰宅時見守り」が挙げられる。
 避難所チェックインは、リーダーに個人番号カードをかざすと、住民が家族の居場所を、役所が避難所情報を参照できる。
 こどもの帰宅時見守りは、小学校や民間の塾に設置したカードリーダーに個人番号カードをかざすと保護者に帰宅状況が通知されるものである。
 位置情報の共有に当たっては、標準アプリに格納されている4情報や、法令上、特段の制約がない製造番号を利用することを想定している。

<主な効果>

- 住民・事業者の利便性向上
 - ・災害時に家族の避難状況を参照できる(避難所チェックイン)。
 - ・こどもの安全、安心につながる(こどもの帰宅時見守り)。
- 効果的、効率的な行政運営
 - ・災害時における効率的な避難所事務やその後の支援活動が期待できる。
 - ・個人番号カード等のインフラの活用により、導入コストの抑制が期待される。

マイナンバーと関連ツールの利用範囲

マイナンバー	制度に関連するツール							
	券面	個人番号カード		ネットワーク システム 情報提供	マイナポータル	法人番号	法人ポータル	その他
		標準 アプリ	独自 アプリ					
-	-	○	-	-	-	-	-	-

留意事項

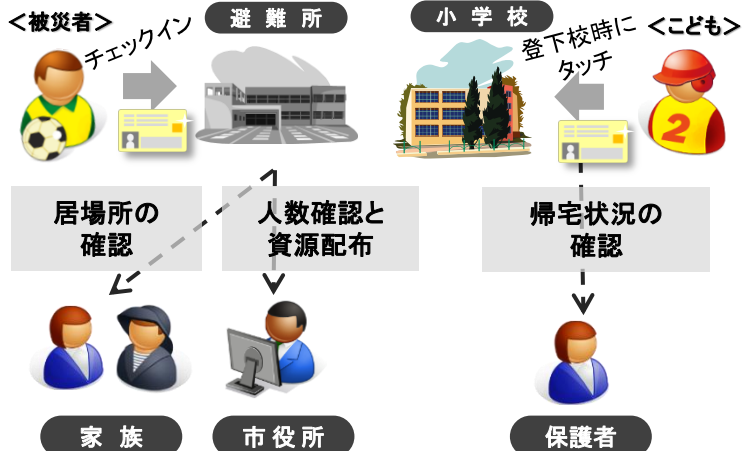
①法令の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの券面やICチップの利用における制約を確認する必要がある。 ・関連事務の実施根拠法令の規定を確認する必要がある。
②条例・要綱の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・関連事務の実施根拠条例の規定を確認するとともに、必要に応じて当該条例等を改正する必要がある。
③システム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの製造番号と個人を紐付けるためのシステムを導入する必要があると考えられる。 ・既存の業務システム(避難所関連システム、学校関連システム)の改修等が必要となることが想定される。
④業務プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで手作業で行っていた避難所受付事務等の一部が電子化されるため、既存手続、様式の変更点、課題、対応方法の検討が必要。
⑤安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー法令に基づく安全管理措置について、直接適用を受けることは想定していないが、同法第18条の規定により総務大臣が定める基準の内容を踏まえて個人番号カードを取り扱うことなどを検討することが考えられる。 ・特定個人情報ファイルの保有を想定していないため、PIAの実施は不要である。 ・特に、こどもや高齢者が保有する場合、より厳格なセキュリティ対策が求められる。
⑥住民・他団体への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・特に、「こどもの帰宅時見守り支援」については、こどもに個人番号カードを携帯させることなどについて、保護者への説明が必要である。
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所チェックインについては、住民が、避難時に個人番号カードを忘れずに携帯する必要があるため、併せて、日常的にカードを携帯するインセンティブとなる取組が必要である。

避難所チェックイン

避難所にチェックインすると、情報を家族に共有できる。

こどもの帰宅時見守り

カードをリーダーにかざすと、帰宅状況を家族に共有できる。



第4章 具体的な独自活用案について(電子的支払・行政ポイント)

内容・主な効果

<概要>

「電子的支払」は、個人番号カードのICチップに搭載されたアプリや磁気ストライプ部分を活用して、行政手続の手数料等の納入を電子的に行えるようにするものである。

「行政ポイント」は、同じく個人番号カードのICチップに搭載されたアプリや磁気ストライプ部分を活用して、住民活動に参加した際に地方公共団体が発行するポイントの管理(付与、還元)を電子的に行えるようにするものである。

<主な効果>

- 住民・事業者の利便性向上
 - ・手数料等の支払手続の負担を軽減できる(電子的支払)。
 - ・支払手続の簡素化によって、待ち時間が短縮される(電子的支払)。
 - ・ポイント管理(付与、還元)の負担を軽減できる(行政ポイント)。
- 効果的、効率的な行政運営
 - ・手数料等の収納における事務負担を軽減できる(電子的支払)。
 - ・ポイント管理における事務負担を軽減できる(行政ポイント)。

個人番号カードで 手数料等をカンタンに支払



住民活動に参加して ポイントをカンタンに取得・還元



マイナンバーと関連ツールの利用範囲

マイナンバー	制度に関連するツール							
	個人番号カード			情報提供 ネットワーク システム	マイナポータル	法人番号	法人ポータル	その他
	券面	ICチップ						
標準 アプリ		独自 アプリ						
-	○	○	○	-	○	-	-	-

留意事項

①法令の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの券面やICチップにおける制約を確認する必要がある。(共通) ・磁気ストライプ部分の利用について、現行法では特段の規定は見受けられないが、国から発出される情報に留意する必要がある。(電子的支払)
②条例・要綱の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ICチップの空き領域を利用する場合、条例制定が必要(第18条) ・手数料や既存のポイント事業に関する条例等への影響を確認し、必要に応じて当該条例等の改正が必要である。
③システム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・独自アプリを利用する場合、アプリを管理するためのシステムが必要(共通)。 ・「電子的支払」について、利用者の利便性の観点から、行政分野と民間分野において相互に利用できることが望ましいが、その場合、電子マネー等によるサービスを実施している民間団体との調整が必要(電子的支払)。 ・アプリを管理(搭載・削除)するシステムと既存の業務システムの連携等を行うための改修等が必要でないか検討する必要がある(共通)。
④業務プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン化による既存手続、様式の変更点、課題、対応方法の検討が必要。
⑤安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー法第18条の規定により、総務大臣が定める基準に従って個人番号カードを取り扱わなければならない。(共通) ・特定個人情報ファイルの保有を想定して、FPIは不要である。(共通) ・電子的支払機密保持のため、より厳格なセキュリティ対策が必要(電子的支払)。
⑥住民・他団体への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・「電子的支払」について、ICカードを活用した電子マネー等によるサービスが広く普及していることから、利用者、民間企業、行政にとって有益なサービスのあり方を十分に検討する必要がある。
⑦その他	

第4章 具体的な独自活用案について(顔写真データによる本人確認)

内容・主な効果

<概要>

災害等の非常時において、身分証明書を紛失した際に、本人確認のための聴聞と併せて、個人番号カードの交付申請時に登録した顔写真データを活用することで、本人確認を要する手続を適切かつ円滑に行えるようにするものである。

<主な効果>

- 住民・事業者の利便性向上
 - ・災害などの非常時に、身分証明書を紛失した場合でも、本人確認が必要な行政手続を行うことができる。
- 効果的、効率的な行政運営
 - ・申請者等が身分証明書を紛失した場合でも、本人確認を要する手続を適切かつ円滑に行うことができる。

身分証明書がなくても・・・



確実・円滑に本人確認できる

マイナンバーと関連ツールの利用範囲

マイナンバー	制度に関連するツール								
	個人番号カード			ネットシステム 情報提供	マイナポータル	法人番号	法人ポータル	その他	
	券面	ICチップ							
標準 アプリ		独自 アプリ	-	-	-	-	-	○	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	○

留意事項

①法令の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真データ以外のツールを利用することを想定していないため、マイナンバーや個人番号カードの利用に関する特段の制約を受けない。 ・ただし、顔写真データは、国が管理すると思われるため、利用するためには国との調整が必要である。 ・手続において本人確認を要する事務の実施根拠法令を確認する必要がある。
②条例・要綱の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・手続において本人確認を要する事務の実施根拠条例等を確認したうえで、必要に応じて、当該条例等を改正する必要がある。
③システム対応	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真データを呼び出すためのシステムが必要となるが、既存の住基システムを利用することなどにより、システム導入コストを抑制することが望ましい。 ・顔写真データと併せて、聴聞による本人確認を行うために、既存の住基システムを利用することも考えられることから、改修の要否を検討する必要がある。
④業務プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真データによる本人確認を導入する事務における手続、様式の変更点、課題、対応方法の検討が必要。
⑤安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルを保有することは想定していないため、PIAの実施は想定していない。 ・顔写真データについて、地方公共団体で策定する情報セキュリティポリシーにおける位置付け等を整理し、適正な取扱を確保する必要がある。
⑥住民・他団体への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等においては、被災者支援に必要な手続を円滑に行うことが求められるため、各手続に求められる本人確認のレベルに応じた手続フローを検討する必要がある。
⑦その他	

第5章 本報告書のまとめ

- マイナンバー制度の導入によって、全国的な情報システム基盤が整備される予定である。
- 制度の活用によって住民の利便性をより一層向上させるためには、住民に最も身近な地方公共団体の意見を十分に反映させることが重要である。
- 各指定都市から寄せられた独自活用案のうち、大きな効果が期待できるアイデアの多くは、国、地方公共団体、民間の連携・協力が不可欠である。
- それらのアイデアをより効果的、効率的に実現するためには、制度に関連するツールについて、地方公共団体や民間が最小限の経費で円滑に利活用することができるよう、柔軟な仕組みとすることが重要である。